

Ⅱ．立地適正化計画

(あじさい都市きたかみ形成基本計画)

Ⅱ. 立地適正化計画（あじさい都市きたかみ形成基本計画）

目 次

第1章 計画策定の主旨	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 対象地域	4
4. 目標年次	4
5. 立地適正化計画とは	5
第2章 都市の現状と課題	7
1. 北上市の現状について	8
2. 北上市の課題について	8
3. 市民意識調査の結果	9
4. 北上市総合計画 2021～2030	10
5. 市が取り組むべきこと	13
第3章 「あじさい都市」きたかみ実現に向けた立地適正化の考え方.....	14
1. 「あじさい都市」きたかみとは.....	14
2. 立地適正化の考え方	15
第4章 都市機能誘導区域	16
1. 基本的な考え方	16
2. 都市機能誘導区域	17
3. 誘導施設	22
4. 都市機能誘導区域への誘導施策	25
第5章 都市居住区域（都市再生特別措置法上の居住誘導区域）	30
1. 都市居住区域の基本的な考え方	30
2. 都市居住区域に含めない区域	32
3. 都市居住区域の施策について	44

第6章 届出制度	45
1. 都市機能誘導区域外で行う行為	45
2. 都市居住区域外で行う行為	46
3. 誘導施設の休廃止	46
第7章 地域拠点（北上市独自設定）	47
1. 基本的な考え方	47
2. 地域拠点の位置と形成方針	48
3. 地域拠点の形成に向けた施策	52
第8章 公共交通政策	53
1. 幹線・拠点間交通ネットワークの維持	53
2. 協働型地域内交通の強化	54
3. 公共交通の価値を高める	55
第9章 防災指針	56
1. 防災指針とは（都市の防災に関する機能の確保に関する指針）	56
2. 災害リスクの分析	58
3. 防災指針	74
4. 評価指標と目標値の設定	79
第10章 目標値	80
1. 都市居住区域の人口	80
2. 都市機能誘導区域内の誘導施設数	84
3. 地域内交通の構築地域	85
第11章 施策の達成状況に関する評価	86